「幼稚園等環境緑化整備事業」実施要領

１．目　的

本実施要領は、「緑の募金」を活用して、幼稚園、保育園及び認定こども園(以下「幼稚園等」という。）が、園児等に緑化意識を芽生えさせるため、その施設内において実施する環境緑化整備事業に対し、予算の範囲内で助成することを目的とし、その実施に必要な諸手続きを定める。

２．助成対象者

事業実施後の管理が適正に行われると認められる幼稚園等とする。

３．助成対象経費

助成対象経費は、それぞれ下記のとおりとする。

① 緑化用花苗の植栽に要する経費　　３０，０００円以内

② 緑化用苗木の植栽に要する経費（標柱・表示板込み）　　３００，０００円以内

③ 運動場の芝生化に要する経費　（標柱・表示板込み）　　５００，０００円以内

４．申　請

事業を実施しようとする幼稚園等は、様式第１号による申請書を公益社団法人長崎県緑化推進協会理事長(以下「協会理事長」という。）に提出する。

５．決定通知

協会理事長は、提出された申請書の内容を審査のうえ、適当と判断される場合は、様式第２号による決定通知を行う。

６．実績報告

決定通知を受けた幼稚園等が事業を実施した場合、速やかに様式第３号による「完了報告及び請求書」を協会理事長に提出する。

７．その他

この事業は平成２２年度事業より適用する。

この事業は令和８年度事業より適用する。